

プロサッカー選手の契約、登録及び移籍に関する規則改正(案)

加筆_____ 修正：_____ 削除：_____

現行	改正案	備考
<p>1. プロ契約制度</p> <p>1－1 対象 本協会に登録するすべての選手を対象とする。</p> <p>1－2 プロ選手</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本規則においてプロ選手とは、その所属クラブとの書面による契約を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。 ② プロ選手は、次の各号の事項を遵守しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 満16歳以上で、かつ、本協会の加盟チームに所属し、本協会の認定を受けていること (2) 本協会及び選手の所属するクラブの加盟するリーグ又は連盟等の統括組織（以下総称して「加盟リーグ等」という）が自らのために広告・宣伝活動を行う場合は、原則として無償で協力すること (3) 国内・国外を問わず、本協会主催以外の試合に出場する場合は、事前に本協会の承認を得ること (4) 競技会の会場においては、本協会又は「加盟リーグ等」の承認なくしては、いかなる広告・宣伝活動も行わないこと ③ 契約の最長期間は5年間とする。ただし、18歳未満の選手は最長3年間とする。 ④ 契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日からシーズン終了時までとする。 ⑤ 契約の効力は、医学上の検査が良好であること、又は、査証等選手の就業に関する行政による認可の可否を条件としてはならない。 ⑥ プロ選手は、同一期間について二つ以上の契約を締結してはならない。 	<p>1. プロ契約制度</p> <p>1－1 対象 本協会に登録するすべての選手を対象とする。</p> <p>1－2 プロ選手</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本規則においてプロ選手とは、その所属クラブとの書面による契約を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。 ② プロ選手は、次の各号の事項を遵守しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 満16歳以上で、かつ、本協会の加盟チームに所属し、本協会の認定を受けていること (2) 本協会及び選手の所属するクラブの加盟するリーグ又は連盟等の統括組織（以下総称して「加盟リーグ等」という）が自らのために広告・宣伝活動を行う場合は、原則として無償で協力すること (3) 国内・国外を問わず、本協会主催以外の試合に出場する場合は、事前に本協会の承認を得ること (4) 競技会の会場においては、本協会又は「加盟リーグ等」の承認なくしては、いかなる広告・宣伝活動も行わないこと ③ 契約の最長期間は5年間とする。ただし、18歳未満の選手は最長3年間とする。 ④ 契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日からシーズン終了時までとする。 ⑤ 契約の効力は、医学上の検査が良好であること、又は、査証等選手の就業に関する行政による認可の可否を条件としてはならない。 ⑥ プロ選手は、同一期間について二つ以上の契約を締結してはならない。 	

<p>⑦ いかなるチームも、その契約の相手方又は第三者に対して、選手の役務提供もしくは移籍に関連する事項又はチームの独立性、方針もしくは運営に関連する事項に影響を及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならない。</p> <p>⑧ プロ契約を締結した選手は原則として登録しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>11. 改正</p> <p>2012年11月22日</p> <p>2012年12月20日</p> <p>2013年12月19日（2014年2月1日施行）</p> <p>2014年12月18日</p>	<p>⑦ いかなるクラブも、その契約の相手方又は第三者（選手の移籍元及び移籍先クラブを除く全ての者。以下、単に「第三者」という）に対して、選手の役務提供もしくは移籍に関連する事項又はクラブの独立性、方針もしくは運営に関連する事項に影響を及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならない。</p> <p>⑧ いかなるクラブ及び選手も、選手の将来における移籍に関連して支払われる移籍補償金の全部又は一部に関与する資格を第三者に与える契約、又は選手の将来における移籍もしくは移籍補償金につき何らかの権利を第三者に付与する契約を締結してはならない。</p> <p>⑨ プロ契約を締結した選手は原則として登録しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>11. 改正</p> <p>2012年11月22日</p> <p>2012年12月20日</p> <p>2013年12月19日（2014年2月1日施行）</p> <p>2014年12月18日</p> <p><u>2015年 3月12日</u></p>	<p>FIFA からの通達により第三者への権利付与を禁止する</p> <p>※移行措置については、FIFA 規則による</p>
---	---	---